

株

式

会

社

桑

原

愛知

県

上野山

正明

箕島

鬼松

光夫

宮原町

梶徳親

箕島

川口裕

裕

山田原

令和5年度

市政功労者表彰受賞者

市では、地方自治や教育、福祉保健の向上、産業の発展といった市政振興に寄与し、また、市民の模範となる善行などに尽くされた方々に対し、市政功労者として表彰しています。

今年度受賞された方々は、特別功労者4名1団体、功労者9名1団体、計13名2団体です。(敬称略・五十音順)

特別功労表彰

功労表彰

【善行】

糸我愛郷会

山

地

新

堂

宮

原

町

辻

堂

宮

崎

町

初

島

町

千

田

★3世代での定住を応援！

こども世帯が市内の親世帯と同居または近居（※）するために住宅を取得する場合、住宅の新築、増築、取得に要した費用の1/2
上限**20万円**を補助

（※）こども世帯と親世帯の住宅間の直線距離が1.0km以内の状態

#嬉しいコメントが届いています！
土地を探していた時にこの支援も決め手になりました。手続きもそんなに難しくなくて、ありがたかったです。

★空き家・空き地バンクを介した移住を応援！

- 市バンクを介し、空き家を購入・改修する場合や空き地を購入し新築する場合、その費用の一部を支援
空き家購入費用の1/2 上限**100万円**
空き家改修費用の2/3 上限**100万円**
空き地への新築費用の1/20 or 1/30 上限**120万円**
（別途要件があります。）
- 市バンクを介し、空き家・空き地を購入等する場合、それに係る仲介手数料の一部を支援
仲介手数料の1/2 上限**5万円** ※県宅建物取引業協会加盟業者の仲介に限る



新しい自治会長さんが決まりました

図 防災安全課 TEL 22-3721

令和5年度の自治会役員が選出されましたので、お知らせします。（敬称略）

○市連合自治会長 ●地区連合自治会長

地区名	自治会名	役職	氏 名
箕島	駅 前		久保 武紀
	本 町		田中 務
	東	●	濱部 忠男
	北		福島 敏文
	北新町		山崎 英昭
	中		構 浩
	南		横手 康弘
	寺 町		鈴木 良幸
港	福 島		大宝 英明
	赤 岩		成戸 敦
	東		神保 光宏
	出崎1		羽畑 方行
	出崎2		野村 慎司
	中 1		若松 孝宜
	中 2		長尾 正純
	新屋敷1		小林 茂喜
	新屋敷2		野村 豊博
	芦原1		網谷比呂志

地区名	自治会名	役職	氏 名
港	芦原2		野田 正一
	芦原3		高石 雅明
	西の浜		藪下 文男
	新 川		榎本 雅文
	港楚都浜	○	中本 満
	宮崎	辰ヶ浜第1	
辰ヶ浜第2			嶋田 敏弘
辰ヶ浜第3			嶋田 平次
辰ヶ浜第4			吉田伊一郎
辰ヶ浜第5			嶋田 博之
辰ヶ浜第6		●	嶋田 雅公
中央	男 浦		田中 良人
	矢 櫃		古川 友次
	逢 井		桑原 久雄
	小豆島		梅本 敦夫
	古江見		石井 昭次
	新 堂		石井 康男
中央	野	●	児嶋 陽徳

地区名	自治会名	役職	氏 名	
中奥	山 地		上野山吉隆	
	保田	千田西		堀川 幸俊
		野 井		大崎 哲
		佐 山		酒井 隆
保田	高 田	●	宮崎 正	
	辻 堂		横田 芳隆	
	星 尾		小池 等	
	山田原		上山 卓巳	
宮原	下中島		楠本 喜夫	
	新 町		佐々木博文	
	須 谷		阪本 勉	
	東	●	久保田善則	
宮原	道		玉置 俊幸	
	畑		久喜 勝博	
	滝		乙井 誠義	
	滝川原		竹中 正	
糸我	地蔵堂		山本 邦生	
	新 田		桑原 義登	

地区名	自治会名	役職	氏 名
糸我	宮 城		生馬 裕久
	沖		林 裕美
	堀 町		中谷 好伸
	真 砂		児島 昭人
	西 里	●	吉田周一郎
初島	里中央		大中 真人
	弓 場		玉置 陽司
	奥		久保 毅
	北 原		西中 教高
	南		南村 純一
	上		北野 博己
	砂 浜	●	中井 宏幸
	本 町		中川 且
	北		北野 惣一
初島	新 田		橋本 正彦
	中 野		中村 数之
	脇 本		脇村 正次

有田市空き家・空き地バンクにご登録を！

有田市空き家・空き地バンクとは、市外から移住を考えている方に物件を紹介する制度です。空き家や空き地をお持ちの方、賃貸や売買を検討してみませんか？

- 登録していただくと…
- ・空き家のお片付け費用を補助（補助率10/10 上限10万円）
- ・仲介手数料を補助（補助率1/2 上限5万円）

①市役所へ問い合わせる

物件について簡単な聴き取りをさせていただきます。お時間は5分～10分程度です。ぜひお気軽にお問い合わせください。



②現地調査・登録手続き

物件の調査をさせていただきます。所有者様にも立ち合いをお願いしています。登録手続きとして申請書や誓約書に記入していただきます。



④契約

移住希望者から契約の意向が示された場合、市から所有者様に連絡します。仲介は県宅建協会の加盟業者が行いますので、安心して契約していただけます。



③内見対応

利用希望者から市役所に問い合わせがあった際、内見の立ち合いをお願いします。日程調整は所有者様のご都合を第一優先としています。

